様式第７号（第８条関係）

弘生福収第　　号
令和　　年　　月　　日

様

弘前市長　　印

令和８年度弘前市地域共生社会実現サポート事業費補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第４条第１項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第６条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和　　年　　月　　日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
２　補助金の額　　円
３　交付の条件
(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市地域共生社会実現サポート事業費補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
(2) 補助事業を行うために物品の購入、業務の委託等をする場合は、市内業者（市内に本店又は営業店を有する者をいう。以下同じ。）に発注するものとする。
(3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者はあらかじめ市長に理由書（様式第５号）を提出しなければならない。
(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市地域共生社会実現サポート事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出して、その承認を受けること。
(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合も含む。）は、補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月１３日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
４　その他
(1) 補助事業者は、令和８年度弘前市地域共生社会実現サポート事業費補助事業完了（廃止）実績報告書（様式第９号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して３０日を経過した日又は令和９年４月８日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和１４年３月３１日まで保管してください。

担当：福祉部生活福祉課就労自立支援室
電話：３６－３７７６